

訪問看護そよかぜ 運営規程

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護)

【 事業の目的 】

第1条 株式会社マザー湘南が開設する訪問看護そよかぜ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法による居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者として、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な訪問看護及び介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)を提供することを目的とする。

【 運営の方針 】

第2条 事業の実施にあたっては、主治医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとする。

2 事業の実施にあつては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

【 事業所の名称等 】

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護 そよかぜ
- (2) 所在地 茅ヶ崎市柳島 1-9-8

【 職員の職種、員数及び職務内容 】

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師又は保健師 1名（常勤・兼務）
他の職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括するとともに、自らも訪問看護の提供に当たるものとする。
 - (2) 訪問看護師等を別紙に定める人員のとおり配置する。
訪問看護師等は訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。
 - (3) 事務職員 2名（非常勤2名）必要な事務を行う。
- 2 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

【 営業日、営業時間、緊急時訪問看護体制等 】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。(祝日及び年末年始は、利用者の希望により訪問する場合もある。)
 - (2) 営業時間
午前9時から午後6時までとする。
 - (3) サービス提供時間
午前9時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、常時、利用者やその家族からの電話等による連絡、相談に対応する。

【 訪問看護の内容 】

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による身体の清潔保持、口腔内の清潔保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- (3) 褥そうの予防・処置
- (4) 医療処置、カテーテルや医療機器等の管理
- (5) リハビリテーション
- (6) 服薬に関する援助
- (7) 精神的支援
- (8) ターミナルケア（看取りの支援）
- (9) 主治医・関係機関との連携
- (10) 療養生活や介助方法の助言、在宅療養を継続するために必要な相談
- (11) 家族支援・相談
- (12) その他、医師の指示による処置等

【 緊急時及び事故発生時における対応方法 】

第7条 緊急時の対応方法については、あらかじめ主治医、利用者と確認して訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 4 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【 利用料 】

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとする。当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

- 2 利用料金は別添の料金表のとおりとする。
- 3 介護・医療保険外のサービスとなる場合には全額自己負担となる(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得る)。
- 4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えたところから公共交通機関を使用した場合の実費徴収とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルにつき100円徴収する。
- 5 死後の処置料は、10,000円とする。
- 6 訪問看護の開始に際しては、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、事前に訪問看護の内容及び利用料について記した文書を説明した上で、支払いに同意する旨を文書に署名を受けることとする。

【 通常の事業の実施地域 】

第9条 通常の事業の実施地域は、茅ヶ崎市及び寒川町とする。

【 秘密の保持と個人情報の保護に関する事項 】

第10条 当事業所は利用者及びその家族の情報の取り扱いについて、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合、その他法令が定めるなど正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らさない。
- (2) 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いる。
- (3) 従業者は業務上知り得た秘密を保持します。従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

【 虐待防止に関する事項 】

第11条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的な委員会の結果を従

業者に周知徹底、さらに虐待防止のための研修を実施する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選任する。

担当者： 管理者 水野美奈子

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

【 身体拘束等の禁止に関する事項 】

第12条 当事業所は、身体拘束を禁止し、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

(2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に家族等の了解を得て、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を訪問看護記録書等に記録する。

【 衛生管理に関する事項 】

第13条 当事業所は、衛生管理を徹底するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

(1) 従業者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(2) 訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(3) 感染症発生時には、適切な対応によりその拡大防止に努め、事業を継続すべく対応する。

(4) 感染対策委員会を設置し、定期的な委員会の開催とその結果の周知徹底、さらに従業者に対して年1回以上の感染予防のための研修や訓練を行う。

【 災害対策に関する事項 】

第14条 当事業所は、災害発生時に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

(1) 日頃の訪問時に災害時の対応について相談し、災害に対する意識を高める。

(2) 災害時には利用者及び家族の安全を第一に避難誘導を行う。

(3) 災害時には利用者の安否確認を行うとともに、在宅医療機器の管理を行い体制を整える。

(4) 大規模災害時には、事業が継続できるよう他事業所との連携および協力を行う体制を構築できるよう努める。

【 その他の運営についての留意事項 】

第15条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務態勢を整備する。

初任者研修 … 入社後 1 か月から 6 か月間

継続研修 … 年に 2 回の業務での研修参加、毎月の所内研修

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、管理者と開設事業者との協議に基づき、定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

第4条 別紙

<事業所に勤務する職種、員数>

職名	職種	氏名	勤務形態				備考 (兼務内容など)
			常勤 専従	常勤 兼務	非常 勤専 従	非常 勤兼 務	
管理者	保健師	水野 美奈子	1				
代表	保健師	塚田 桂子		1			療養通所マザーこどもデイサービスにじ
主任	看護師	井坂 久美	1				
主任	看護師	塚田 洋平	1				
主任	作業療法士	後藤 純平		1			療養通所マザーこどもデイサービスにじ
	看護師	山栞 文子	1				
	看護師	石澤 千景	1				
	看護師	石原 摩由美			1		
	保健師	石井 有子			1		
	看護師	坂中 文美			1		
	看護師	浅川 奈々子			1		
	看護師	平井 夏実			1		
	看護師	土田 靖子			1		
	理学療法士	尾山 悠			1		
	作業療法士	落合 彩有美			1		
	理学療法士	本多 真由				1	療養通所マザーこどもデイサービスにじ

2024年6月1日現在